

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、放送事業者としての公共的使命を尊重する観点から、「企業理念」及び「行動指針」に示すように、「人々の幸福と豊かな文化の創造に貢献することを通じて、社会的責任を自覚し、公正かつ適切な経営を実現し、社会から信用を得て、尊敬される会社として発展していくことを目指す」ことを経営の基本姿勢として事業の拡大、企業価値の向上に取り組んでおります。そして、コーポレート・ガバナンスを充実させることは、公正かつ適切な経営を実現することに資するものであり、また、当社と株主の皆さま、視聴者の皆さま、従業員、取引先等当社を支えるステークホルダーとの間の信頼関係を構築し、社会から信用を得て、尊敬される会社となるために不可欠のものであります。

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題の一つと位置付けており、取締役会、監査役会をはじめとする各機関の適切な機能を確保し、経営監視体制を一層強化することによってコーポレート・ガバナンスの充実を図ることが、当社の企業価値ひいては株主の皆さまの共同の利益の確保・向上に資するものと考えております。

なお、当社は、金融商品取引所の規定する「コーポレートガバナンス・コード」を尊重し、コーポレート・ガバナンスの強化に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役会は、経営、経理、人事総務、マーケティング、営業、編成、制作、エンターテインメント、技術の各事業分野に精通した者、放送業界あるいは関連業種で培ってきた知識と経験を有する者、財務・会計に関する十分な知見を有するコーポレートファイナンス業務の経験者、経営者としての経験と豊富な専門知識を有する者等で構成されています。もっとも、国際性豊かな人材や女性の取締役への登用については、その必要性を認識しているものの、適任者がいないため、今後の検討課題としています。

また、監査役会は、財務・会計に関する十分な知見を有するコーポレートファイナンス業務の経験者を含め、経営に関する適切な経験・能力と豊富な専門知識を有する者等で構成されています。

当社の取締役会は、毎年、その実効性に関する分析・評価を行い、取締役会の機能向上を図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 政策保有株式】

純投資目的以外の目的で上場株式を保有する際は、配当や株価動向のみならず、投資先企業との間で業務に係る協力関係等を維持・促進するものであるか、当社の事業とのシナジー効果が期待されるものであるか等の保有に伴う便益とともに、そのリスクを考慮し、当社の中長期的な企業価値の向上に資するものであるかを慎重に精査した上で、保有することの合理性について判断しており、合理性がなくなった株式については売却を検討いたします。

毎年、取締役会では、資本コストも踏まえた上で、保有継続の合理性について検討することとしていますが、現在保有している上場株式8銘柄(2020年3月末1,400百万円)については、保有目的は適切であり、リスクを踏まえても十分な便益が得られている等保有の合理性が認められることから、保有を継続すべきものと判断しております。

また、政策保有株式に係る議決権行使につきましては、原則としてすべての政策保有株式につき議決権を行使することとしており、必要に応じて投資先企業との対話等も経て、投資先企業の経営方針を尊重した上で、当該企業の中長期的な企業価値を高め持続的成長に資するものであるか、保有目的の実現に資するものであるか等を考慮しつつ、当社の中長期的な企業価値の向上ひいては持続的な成長に資するか否かという観点から、議案の賛否を判断しています。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社が役員と取引を行う場合には、会社法の規定に基づき、取締役会での事前承認と事後の報告を行っています。

当社が主要株主等と取引を行う場合には、所定の決裁基準に基づき、重要なものについては、事前に取締役会が承認を行い、または、経営会議が審議の上、適宜取締役会に報告しています。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社では確定拠出年金制度を導入しており、基金型・規約型の確定給付年金及び厚生年金基金は制度として導入していませんので、原則2-6の適用はないものと考えております。

ただし、確定拠出年金について、従業員への資産運用に関する教育研修の実施や業務委託している運営管理機関のモニタリング等の取り組みを行っています。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社の企業理念や経営方針、中期経営計画は、当社ウェブサイト(<https://corporate.wowow.co.jp/>)をご参照下さい。

(2)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方については、本報告書1.1.「基本的な考え方」をご参照下さい。

また、当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本方針は以下のとおりです。

【株主の権利・平等性の確保】

当社は、株主の権利及び平等性の実質的な確保と適切な権利行使に資するため、法令に従い適切に対応するとともに、速やかな情報開示を適切に行っています。

〔株主以外のステークホルダーとの適切な協働〕

当社は、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の創出において、様々なステークホルダーとの適切な協働に努めるべきと認識しています。また、ステークホルダーとの協働を実践するため、当社の企業理念及び企業行動規範を定め、これらを社長をはじめとする経営陣が自らの言葉で全社員へ直接説明を行う機会である「経営方針説明会」を半年に1回開催する等、経営陣が先頭に立って、ステークホルダーの権利・立場や企業倫理を尊重する企業風土の醸成に努めています。

〔適切な情報開示と透明性の確保〕

当社は、情報開示は重要な経営課題の一つであり、株主をはじめとするステークホルダーから理解を得るためにも、適切な情報開示を行うことが必要不可欠と認識しています。その認識を実践するため、法令に基づく開示以外にも、株主をはじめとするステークホルダーにとって重要と判断される情報(非財務情報も含む)については、当社ウェブサイトや任意で適時開示を行う等積極的な情報開示に努めています。

〔取締役会等の責務〕

当社は、経営の意思決定・監督体制と業務の執行体制を分離し、効率的な経営・執行体制の確立を図るとともに、社外取締役5名(うち2名は独立社外取締役)を選任し、透明性の高い経営の実現に取り組んでいます。社外取締役を選任することで、取締役に対する実効性の高い監督体制を構築するとともに、監査役4名のうち2名に独立社外監査役を選任し、取締役の職務執行に対する独立性を有する監査体制を構築しています。加えて、独立社外取締役が過半数を占める任意の指名・報酬諮問委員会が、取締役の指名・報酬等の決定プロセスに関与し、その客観性及び透明性を確保することにより、取締役に対する監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図っています。

〔株主との対話〕

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のためには、常日頃から株主と建設的な対話を積極的に行い、株主の意見や要望を経営に反映させ、株主とともに当社を成長させていくことが重要と認識しています。そのため、IR担当執行役員を中心とするIR体制を整備し、当社の経営戦略や経営計画に対する理解を得るため、株主や投資家からの取材にも積極的に応じる等株主や投資家との建設的な対話の場を設けるよう努めています。

(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役の報酬については、総額の限度額を株主総会の決議により決定した上で、代表取締役社長執行役員が取締役会から委任を受けて、上記限度額の範囲内で個別の報酬額を決定します。個別の報酬額については、各取締役の役位、職責、会社の短期及び中長期的な業績、当該業績への貢献度等を総合的に勘案して決定しています。また、個別の報酬額の決定に当たっては、独立社外取締役が過半数を占める任意の指名・報酬諮問委員会において事前に審議し、助言・提言を頂きます。

(4)取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社では、経営陣幹部の選任に当たっては、社内からの昇格、社外からの招聘を問わず、当社の企業理念や企業行動規範、経営状況(再任の場合は、経営陣幹部としての就任期間における会社の業績等を含みます。)に照らして相応しいかどうかを独立社外取締役が過半数を占める任意の指名・報酬諮問委員会において慎重に審議した上で、その助言・提言を踏まえて候補者を選定し、当該候補者について取締役会が十分な審議を行った上で、決議により選任します。また、経営陣幹部の職務執行に不正または重大な法令もしくは定款違反その他当社経営陣幹部として著しく不相当な事由がある場合には、取締役は、遅滞なく取締役会を招集し、独立社外取締役が過半数を占める任意の指名・報酬諮問委員会の助言・提言も踏まえて慎重に討議をした上で当該経営陣幹部を解任することが適切である場合には、取締役会において解任するものとします。当社では、取締役及び監査役候補の指名については、事前に取締役・監査役候補に関して独立社外取締役が過半数を占める任意の指名・報酬諮問委員会において審議し、その助言・提言を踏まえて、取締役会が審議し、下記イ.～ハ.を総合的に判断して決定します。

イ. 取締役候補(社内)の指名について

当社の企業理念に基づき、当社のみならず放送業界全体の更なる発展に貢献することを期待できる人物であること、担当部門の問題を適確に把握し他の役職員と協力して問題を解決する能力があること、法令及び企業倫理の遵守に徹する見識を有すること等を総合的に判断し、候補者の指名を行っています。

ロ. 監査役候補(社内)の指名について

当社の企業理念に基づき、取締役の職務執行を監査し、法令または定款違反を未然に防止するとともに、当社の健全な経営と社会的信用の維持向上に努めること、中立的・客観的な視点から監査を行い、経営の健全性確保に貢献できること等を総合的に判断し、候補者の指名を行っています。

ハ. 社外役員候補の指名について

社外役員は、経営、法務、財務及び会計、人事労務、放送業界等の分野で指導的役割を果たし豊富な知識と経験を有していること、当社が抱える課題の本質を把握し、適切に経営陣に対する意見表明や助言・指導・監督を行う能力を有すること等を総合的に判断し、候補者の指名を行っています。なお、社外役員のうち独立役員として東京証券取引所に届け出る予定の社外役員候補については、当社独自の独立性判断基準を充足することが必要となります。

(5)取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

当社では、経営陣幹部の選解任を行った場合は、都度その理由等を当社ウェブサイトに掲載いたします。また、取締役候補者及び監査役候補者の個々の選任理由については定時株主総会招集ご通知にて開示しています。定時株主総会招集ご通知については、当社ウェブサイト(<https://corporate.wowow.co.jp>)をご参照下さい。

〔補充原則4-1-1 取締役会の役割・責務(経営陣に対する委任の範囲)〕

当社は、経営の意思決定・監督体制と業務の執行体制を分離する方針のもと、取締役会と経営会議を設けています。

取締役会は、会社経営の基本方針等の業務執行に関する重要事項を決定しており、具体的な付議基準として、取締役会規程により、当社の規模等を考慮した金額基準等を定めて、取締役会が決定する範囲を明確化しています。一方、取締役会規程において取締役会が決定すると定める事項以外の意思決定は、重要事項決裁規程及び業務決裁規程に定めた基準に従い、その重要性等に応じて、執行役員で構成され、常勤監査役も出席する経営会議、代表取締役社長執行役員または局長等に委任しています。

経営会議は、適切な業務執行及び迅速かつ効率的な意思決定を確保する観点から、社長決裁事項のうち重要事項について審議することにより、社長執行役員の業務執行を補佐するとともに、経営の具体的な課題、取締役会に付議される重要事項等について検討し、また、グループ会社を含めた各部門における業務執行状況の共有化について報告を受けています。

〔原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質〕

当社では、会社法に定める社外取締役の要件及び東京証券取引所が定める独立性に関する基準を踏まえて、独立社外役員の独立性に関する当社独自の基準を定め、独立社外取締役を選定しています。

当社独自の基準は、本報告書「1.「独立役員関係」」をご参照下さい。

【補充原則4-11-1 取締役会のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

当社の取締役会は、充実した審議と迅速な意思決定の推進を図るという観点から、取締役13名(社外取締役5名を含む。)という規模としています。また、構成としては、取締役会の役割・責務を果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、多様性を確保するため、経営、経理、人事総務、マーケティング、営業、編成、制作、エンターテインメント、技術の各事業分野に精通した執行役員を兼務する取締役と、放送業界または経営戦略等に精通した社外取締役に構成されています。

【補充原則4-11-2 取締役・監査役の他の上場会社の役員との兼任状況】

取締役及び監査役の他社役員との兼任状況は、有価証券報告書にて開示しています。

有価証券報告書については、当社ウェブサイト(<https://corporate.wowow.co.jp/>)で開示していますので、ご参照下さい。

【補充原則4-11-3 取締役会の実効性評価】

取締役会の実効性の分析・評価とその結果の開示については、取締役会の実効性向上のため、各取締役の自己評価の導入等分析・評価手法の見直しを含め、取締役会の定期的な分析・評価を行い、その評価結果を取締役に報告しています。

本年3月に実施した取締役会の実効性の評価については、取締役会の経営計画に対する執行の監督状況、構成・運営状況、リスク管理体制の監督状況の有効性について、全ての取締役及び監査役が質問票に回答し、分析の結果、取締役会の実効性に問題なく、経営に対する監督機能を発揮するための体制が確保されていると評価されました。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役のトレーニング】

当社は、新任役員に対して、その就任時に、会社役員の役割・責務を適切に果たすために必要な知識を習得するための研修を実施しています。

また、就任後は、取締役・監査役に対して、第三者機関、外部専門家等による研修会を実施し、その費用は会社負担としている他、社外役員に対しては、取締役会における審議の充実を図るため、事前説明、関連情報の提供等を行うとともに、放送センターの視察等業務の内容を理解する機会を適宜設けています。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社における、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針は以下のとおりです。

(1)株主との対話全般について統括を行う執行役員として、広報・IR部が属する人事総務局を担当する執行役員(取締役兼務)をIR担当執行役員としています。

(2) 広報・IR部が、経理部をはじめとするIRに関連する他部署との情報共有を密にすることで、開示資料作成に際しても連携を図っています。

(3)個別面談以外の対話の手段としては、株主や投資家、アナリストに対して、決算説明会を四半期に1回開催し、社長執行役員、グループ経営担当執行役員、経理担当執行役員が直接説明するとともに、定時株主総会後に株主懇談会を実施しています。また、広報・IR部は、投資家からの電話取材やスモールミーティング等のIR取材を積極的に受け付けています。

(4)対話において把握した株主の意見等については、必要に応じて経営陣及び取締役会へフィードバックし、情報の共有を行っています。

(5)インサイダー情報管理については、社内規程にて「内部者取引管理規程」を定めており、対話に際しての情報管理も徹底して行っています。

(6)「ディスクロージャーポリシー」を定め、株主との対話に際しては、フェア・ディスクロージャー・ルールに基づいた情報提供を行っています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社フジ・メディア・ホールディングス	5,925,000	21.91
株式会社東京放送ホールディングス	4,541,400	16.79
日本テレビ放送網株式会社	2,616,400	9.67
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (退職給付信託口・株式会社電通口)	1,400,800	5.18
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505224(常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	875,000	3.23
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	580,200	2.14
株式会社朝日新聞社	555,200	2.05
株式会社テレビ朝日ホールディングス	346,000	1.27
株式会社テレビ東京	346,000	1.27
株式会社日本経済新聞社	346,000	1.27

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明 更新

・上記大株主の状況は、2020年9月30日現在のものです。

・株式会社東京放送ホールディングスは、2020年10月1日付で株式会社TBSホールディングスへ社名を変更しております。

・当社第8位の大株主は、株式会社テレビ朝日ホールディングス、株式会社テレビ東京、株式会社日本経済新聞社及び株式会社読売新聞東京本社の4社となります。4社すべて346,000株を所有しており、その割合は、1.27%となります。

・当社は、自己株式1,805,644株を保有しております。

・割合は、自己株式を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	13 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
飯島一暢	他の会社の出身者											
石川豊	他の会社の出身者								○			
草間高志	他の会社の出身者											
石澤顕	他の会社の出身者								○			
大友淳	他の会社の出身者								○			

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)	更新
-----------	----

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

飯島一暢	・取締役の飯島一暢氏は、2012年まで、当社の主要株主である(株)フジ・メディア・ホールディングスの業務執行者であり、また、同社の子会社である(株)サンケイビルの業務執行者であります。2019年度および2020年度において、当社は、(株)フジ・メディア・ホールディングスの子会社であり、放送事業を営む(株)フジテレビジョンその他の(株)フジ・メディア・ホールディングスの子会社との間に映像素材販売等や放送権購入等の取引関係があります。 これらの取引における、当社の2019年度の連結売上高に占める当社の同年度の売上高は2%未満であり、また、(株)フジ・メディア・ホールディングスの2019年度の連結売上高に占める当社の同年度の仕入高は2%未満です。 ・同氏は、1999年まで、当社の主要な取引先であるスカパーJSAT(株)の前身の一つであるジェイ・スカイ・ビー(株)の業務執行者でした。また、同氏は、(株)スカパーJSATホールディングスの取締役であり、2019年度および2020年度において、当社は、同社の子会社であり、放送事業を営むスカパーJSAT(株)との間に映像素材販売や衛星有料放送運用業務等の取引関係があります。これらの取引における、当社の2019年度の連結売上高に占める当社の同年度の売上高は約3.6%であり、また、(株)スカパーJSATホールディングスの2019年度の連結売上高に占める当社の同年度の仕入高は2%未満です。これらの取引は、一般の他の取引先と同様の条件によるものであり特記すべき取引関係になく、当社の経営に影響を与えるものではありません。	・飯島一暢氏は、放送会社の経営者としての豊富な経験・専門知識を活かし、当社の経営を強化するため、社外取締役に適任と判断しています。
石川豊	○ ・取締役の石川豊氏は、(株)電通の業務執行者であり、2019年度および2020年度において、当社は、同社及びその子会社との間に広告委託販売や広告出稿の取引関係があります。これらの取引における、当社の2019年度の連結売上高に占める当社の同年度の売上高は2%未満であり、また、(株)電通の2019年度の連結売上高に占める当社の同年度の仕入高は2%未満です。 ・同氏は、(株)ビデオリサーチの取締役であり、2019年度および2020年度において、当社は、同社との間に調査事業関連の取引関係があります。これらの取引における、(株)ビデオリサーチの2019年度の連結売上高に占める当社の同年度の仕入高は2%未満です。これらの取引は、一般の他の取引先と同様の条件によるものであり特記すべき取引関係になく、当社の経営に影響を与えるものではありません。	・石川豊氏は、広告会社の経営者としての豊富な経験・専門知識を活かし、当社の経営を強化するため、社外取締役に適任と判断しています。 ・同氏及びその出身会社と当社との間に重要性がある取引等はありません。したがって、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員に適任と判断しています。
草間高志	○ ・取締役の草間高志氏は、2000年まで、当社の主要な取引先である(株)みずほ銀行の前身の一つである(株)日本興業銀行の業務執行者でした。	・草間高志氏は、経営者としての経験・豊富な専門知識を活かし、当社の経営を強化するため、社外取締役に適任と判断しています。 ・同氏は、当社の主要な取引先である(株)みずほ銀行の前身の一つである(株)日本興業銀行において、2000年まで業務を執行しておりましたが、出身会社を退職してから相当な期間が経過し、出身会社の意向に影響される立場にないと判断しています。したがって、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員に適任と判断しています。

石澤顕	取締役の石澤顕氏は、日本テレビホールディングス(株)、同社の子会社で放送事業を営む日本テレビ放送網(株)、および、同社の主要株主である(株)読売新聞グループ本社の業務執行者であります。2019年度および2020年度において、当社は、日本テレビ放送網(株)その他の日本テレビホールディングス(株)子会社との間に映像素材販売や放送権購入等の取引関係があります。これらの取引における、当社の2019年度の連結売上高に占める当社の同年度の売上高は2%未満であり、また、日本テレビホールディングス(株)の2019年度の連結売上高に占める当社の同年度の仕入高は2%未満です。また、2019年度および2020年度において、当社は、(株)読売新聞グループ本社の子会社である(株)読売新聞東京本社との間に映画事業収入の分配等の取引関係があります。これらの取引における、当社の2019年度の連結売上高に占める当社の同年度の売上高は2%未満であり、また、(株)読売新聞グループ本社の2019年度の連結売上高に占める当社の同年度の仕入高は2%未満です。これらの取引は、一般の他の取引先と同様の条件によるものであり特記すべき取引関係になく、当社の経営に影響を与えるものではありません。	・石澤顕氏は、放送会社の経営者としての豊富な経験・専門知識を活かし、当社の経営を強化するため、社外取締役に適任と判断しています。
大友淳	取締役の大友淳氏は、2016年まで、当社の主要株主である(株)TBSホールディングス(旧(株)東京放送ホールディングス)の業務執行者でした。また、同氏は、同社の子会社であり、放送事業を営む(株)TBSテレビの取締役であります。2019年度および2020年度において、当社は、(株)TBSテレビとの間に映像・放送関連の取引関係があります。これらの取引における、当社の2019年度の連結売上高に占める当社の同年度の売上高は2%未満であり、また、(株)TBSテレビの2019年度の売上高に占める当社の同年度の仕入高は2%未満です。これらの取引は、一般の他の取引先と同様の条件によるものであり特記すべき取引関係になく、当社の経営に影響を与えるものではありません。	・大友淳氏は、放送会社の経営者としての豊富な経験・専門知識を活かし、当社の経営を強化するため、社外取締役に適任と判断しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議 長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬諮問委員 会	3	0	1	2	0	0	社外取 締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬諮問委員 会	3	0	1	2	0	0	社外取 締役

補足説明 **更新**

1.委員会等の手続の概要

当社は、2020年2月3日、報酬決定における更なる客観性・透明性をより一層確保するため、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬諮問委員会を設置いたしました。指名・報酬諮問委員会は、年4回以上開催することとしており、当社の取締役の報酬の方針、制度、算定方法等について諮問に応じ、審議及び助言・提言を行うとともに、当社における役員報酬の状況をモニタリングしております。

2.取締役会及び委員会等の活動内容

取締役会は、代表取締役社長に対して取締役の個人別の報酬等を決定することを一任するとともに、指名・報酬諮問委員会に対して取締役及び

監査役の報酬等に関する方針及び内容につき諮問を行いました。指名・報酬諮問委員会は、当事業年度につきましては、2回の会議を開催し、主に、中長期インセンティブとしての譲渡制限付株式報酬制度の導入、業績連動報酬に係る目標達成度の評価並びに支給する業績連動報酬額の妥当性・適正性、取締役の報酬額・水準・報酬構成比率の妥当性等について審議を行い、取締役会に対して助言・提言を行いました。また、取締役会は、指名・報酬諮問委員会の助言・提言を受け、取締役の報酬限度額の改定及び譲渡制限付株式報酬制度の導入を決定いたしました。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の社外取締役及び社外監査役は、定期的及び随時に、財務報告に係る内部統制、リスク管理及びコンプライアンス等の状況に関する報告を各担当取締役より受けております。社外監査役は、監査部より内部監査に係わる状況と監査結果について随時に報告を受け、常に連携を保っております。また、会計監査人より監査結果について定期的及び随時に報告を受け、常に連携を保っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
梅田正行	他の会社の出身者										○			
高橋秀行	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

梅田正行	○	・監査役の梅田正行氏は、(株)朝日新聞社の業務執行者であります。2019年度および2020年度において、当社は、同社及びその子会社との間に映画事業収入の分配等の取引関係があります。これらの取引における、当社の2019年度の連結売上高に占める当社の同年度の売上高は2%未満であり、また、(株)朝日新聞社の2019年度の連結売上高に占める当社の同年度の仕入高は2%未満です。 ・同氏は、(株)東日本放送の取締役であり、2019年度および2020年度において、当社は、同社との間に映像・放送関連の取引関係があります。これらの取引における、当社の2019年度の連結売上高に占める当社の同年度の売上高は2%未満であり、また、(株)東日本放送の2019年度の売上高に占める当社の同年度の仕入高は2%未満です。これらの取引は、一般の他の取引先と同様の条件によるものであり特記すべき取引関係になく、当社の経営に影響を与えるものではありません。	・梅田正行氏は、経営者としての経験・豊富な専門知識を、当社の監査機能の充実に活かしていただくため、社外監査役に適任と判断しています。 ・同氏及びその出身会社と当社との間に重要性がある取引等はありません。したがって、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員に適任と判断しています。
高橋秀行	○	・監査役の高橋秀行氏は、2012年まで、当社の主要な取引先である(株)みずほ銀行の前身の一つである(株)みずほコーポレート銀行の業務執行者でした。また、同氏は、共立(株)の非業務執行取締役(取締役会長)であります。2019年および2020年度において、当社は同社との間に保険契約関連等の取引があります。これらの取引における当社の2019年度の連結売上高に占める当社の同年度の売上高は2%未満であり、また、共立(株)の2019度の売上高に占める当社の同年度の仕入高は2%未満です。 これらの取引は、一般の他の取引先と同様の条件によるものであり特記すべき取引関係になく、当社の経営に影響を与えるものではありません。	高橋秀行氏は、金融機関におけるコーポレートファイナンス業務で培ってきた経営経験、財務会計に関する知見、特に(株)みずほフィナンシャルグループの監査委員会委員長の経験を当社の監査機能の充実に活かしていただくため、社外監査役に適任と判断しています。 ・同氏及びその出身会社と当社との間に重要性がある取引等はありません。したがって、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員に適任と判断しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

■ 独立社外役員の『独立性』に関する判断基準 (独立性判断基準)

当社は独立社外役員の独立性を客観的に判断するため、会社法及び東京証券取引所の定める独立性基準を踏まえ、以下の基準に該当する場合には独立性がないと判断する。

- 過去10年以内に当社の業務執行者(会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいう。以下に同じ。)であった者
- 当社を主要な取引先とする者もしくはその業務執行者又は当社の主要な取引先もしくはその業務執行者

当社を主要な取引先とする者とは、直近の事業年度において、自社の年間連結売上高の2%を超える支払いを当社グループ(当社およびその子会社)から受けた者をいう

当社の主要な取引先とは、直近の事業年度において、当社の年間連結売上高の2%を超える支払いを当社グループに行った取引先およびメインバンク等、当社グループの借入額が相対的に大きく他の金融機関では代替できない金融機関をいう
- 直近の事業年度において、当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者及び当該団体に過去に所属していた者をいう。)
- 現在において、当社の主要株主である者(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者をいう。)
- 現在において、次の 又は に掲げる者の近親者である者(配偶者または二親等以内の親族である者)
 - から4.までに掲げる者

最近において当社グループの業務執行者であった者(社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役もしくは最近において業務執行者でない取締役であった者又は会計参与もしくは最近において会計参与であった者を含む。)

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

2020年3月期より、取締役(社外取締役を除きます。)の各種経営計画達成へのインセンティブの増大及び報酬と業務執行責任との連動性の向上のため、取締役(社外取締役を除きます。)を対象とした業績連動報酬(金銭報酬)制度を導入しております。また、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの価値共有をより一層進めることを目的として、2020年5月15日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議し、2020年6月23日開催の第36回定時株主総会にて株主の皆さまからも承認を得ております。取締役の報酬制度の詳細は、下記「[取締役報酬関係]」の「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりです。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

連結報酬等の総額が1億円以上の役員はおりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1. 取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

取締役の報酬総額の限度額は、株主総会の決議により決定されます。取締役の報酬等の額は、その業績向上意欲等を保持し、社内外から優秀な人材を確保することが可能であり、かつ、同業他社の水準、当社の経営内容及び当社の従業員給与とのバランスを勘案した水準とすることを基本方針としております。取締役の報酬等は、当該基本方針に基づき、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬諮問委員会において妥当性・適正性を審議したうえで、取締役会の決議により決定します。

なお、当社では、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの価値共有をより一層進めることを目的として、2021年3月期より社外取締役を除く取締役を対象として譲渡制限付株式報酬制度を導入することとし、2020年6月23日開催の第36回定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額及び当社が発行又は処分する当社の普通株式の総数につき決議をいただいております。金銭報酬債権の具体的な配分等については、役位によって定められた報酬基準額に応じ、指名・報酬諮問委員会による助言・提言を経て取締役会の決議により決定します。また、譲渡制限付株式1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値を基準に取締役会において決定します。

2. 報酬等の支給割合の決定に関する方針

(1) 取締役(社外取締役を除きます。)の報酬等

取締役(社外取締役を除きます。)の報酬は、固定の役位別報酬、単年度の業績等に応じて変動する業績連動報酬(金銭報酬)及び譲渡制限付株式報酬にて構成します。

役位別報酬(固定報酬)

役位ごとの職責の大きさに応じて固定額を支給します。

支給割合は年間報酬総額の70%です。

業績連動報酬(変動報酬)

取締役(社外取締役を除きます。)の業績連動報酬は、金銭報酬とし、当該事業年度における業績指標の結果から算定される業績評価係数に応じて支給します。基準額の支給割合は年間報酬総額の5%です。基準額を100%とした場合、その額は80%から120%までで変動するものとします。

(注) 基準額とは、当該事業年度の業績指標から算定される業績評価係数が100%の場合における業績連動報酬の支給額をいいます。

譲渡制限付株式報酬(変動報酬)

譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の支給割合は、年間報酬総額の25%です。

(2) 社外取締役の報酬等

社外取締役の報酬は、会社の業績に影響を受けない定額報酬とします。

3. 業績連動報酬に係る指標、当該指標を選択した理由、業績連動報酬の額の決定方法

(1) 業績連動報酬の概要、基礎とする指標、当該指標を選択した理由

取締役(社外取締役を除きます。)を対象に、一事業年度の期間を評価期間とした業績連動報酬(金銭報酬)を支給いたします。業績連動報酬は、取締役(社外取締役を除きます。)の各種経営計画達成へのインセンティブの増大及び報酬と業務執行責任との連動性の向上を目的とします。業績結果と報酬額との連動性をより一層高めるため、業績連動報酬の指標としては、当社のビジネスモデルにおいて特に重要な業績指標に位置付けられる連結売上高と連結営業利益を用います。業績連動報酬は、当該事業年度の当社連結売上高及び連結営業利益の達成率に応じて業績評価係数を算出し、基準額に対し80%から120%までの範囲で変動する支給率の確定後に、指名・報酬諮問委員会における妥当性・適正性の審議を経て取締役会で決定した額を、金銭にて一括して支給するものとします。

(2)業績連動報酬の額の決定方法
業績連動報酬は、当該事業年度の連結売上高及び連結営業利益の期首目標に対する達成率に応じ、以下に定める算式で算出した業績評価係数に調整係数を乗じ、これを業績連動報酬基準額に掛け合わせ算出するものとします。
・業績評価係数算式
業績評価係数＝連結売上高達成率×50％＋連結営業利益達成率×50％
ただし、業績評価係数の上限は120％とし、下限は80％とします。
・調整係数
1.00
・業績連動報酬額算式
業績連動報酬額＝業績連動報酬基準額×業績評価係数×調整係数

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会での充実した議論に供するため、社外取締役と非常勤の社外監査役に対して、事前に取り締役会議案提案の目的、内容について常勤取締役及び常勤監査役から説明が行われております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等					
氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
佐久間 昇二	名誉相談役	・会社の重要な式典等への出席	非常勤、報酬無	2006/6/27	終身
廣瀬 敏雄	名誉相談役	・会社の重要な式典等への出席	非常勤、報酬無	2007/6/26	終身
和崎信哉	相談役	・社外団体などを通じた社会貢献活動 ・代表取締役からの諮問に応じた助言 ・会社の重要な式典等への出席	非常勤、報酬有	2019/06/20	1年
元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数			3 名		
その他の事項					

当社の名誉相談役・相談役の主な役割は、会社の重要な式典等への出席や社外団体などを通じた社会貢献活動等であり、代表取締役からの諮問がなされた場合に、当該諮問に応じる形で助言を行うことはありますが、当社の経営に関する意思決定手続には参加しません。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、監査役会設置会社であり、取締役会及び監査役会のそれぞれに、経営全般に関する知見及び経験を有し、かつ当社グループの業務に精通する社外役員を招聘し、その経営全般に関する知見及び経験に基づき客観的・中立的な観点から当社の経営に資する意見及び助言をいただくことにより、取締役の職務執行の妥当性の監督を含む経営監視体制の強化を図っております。また、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離して役割を明確化することで、取締役会の意思決定・監督機能を強化するとともに、より柔軟かつ迅速に業務を執行するため、委任型の執行役員制度及び理事制度を導入することで、コーポレート・ガバナンス体制を構築しております。

当社の取締役会は、任期を1年とする取締役13名(うち社外取締役5名)で構成されております。取締役会は、原則として月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、会社経営の基本方針及び業務執行に関する重要事項を決定するほか、取締役の職務執行を監督しております。また、取締役会は、当社の業務執行の決定と遂行を行う執行役員(11名)、並びに、当社の重要な子会社・関連会社において経営監督及び業務執行の決定と遂行を行う理事(5名)を、任期を1年として選任しております。
当社の取締役会の構成員は以下のとおりであります。
議 長:田中晃(代表取締役)
構成員:黒水則顯(代表取締役)、山崎一郎、熨斗賢司、水口昌彦、田代秀樹、山本均、尾上純一、飯島一暢(社外取締役)、石川豊(社外取締役)、草間高志(社外取締役)、石澤顕(社外取締役)、大友淳(社外取締役)

当社は、適切な業務執行及び迅速かつ効率的な意思決定を確保する観点から、社長執行役員を議長とし、執行役員11名(うち8名は取締役兼務)で構成する経営会議を設置しております。経営会議は、原則として週1回開催し、社長決裁事項のうち重要な事項について審議することにより、社長執行役員の業務執行を補佐するとともに、経営の具体的な課題及び取締役会に付議される重要事項等について検討し、また、子会社を含めた各部門における業務執行状況について、報告を受けております。また、常勤監査役は経営会議に出席し、報告を受けるとともに意見を述べ、監査のために必要な情報を取得しております。
当社の経営会議の構成員は以下のとおりであります。
議 長:田中晃(社長執行役員)
構成員:黒水則顯(副社長執行役員)、山崎一郎(専務執行役員)、熨斗賢司(常務執行役員)、水口昌彦(常務執行役員)、田代秀樹(常務執行役員)、山本均、尾上純一、小西真人、大塚治夫、石津道弘

当社の監査役会は、監査役4名(うち常勤監査役2名、社外監査役2名)で構成されております。監査役会は、原則として月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、監査計画を立案するほか、監査のために必要な事項について報告及び討議をしております。各監査役は、監査役会が立案した監査計画に従い、取締役の職務執行の監査をしております。また、当社は、EY新日本有限責任監査法人を会計監査人に選任し、会計監査を受けております。さらに、社長執行役員直轄の独立した組織である監査部(5名)を設置し、社長執行役員の指揮命令により当社及び子会社の内部監査を実施しております。監査役、会計監査人及び監査部は、常に連携を保ち、必要な情報交換等を行っております。
当社の監査役会の構成員は以下のとおりであります。

議長:山内文博(常勤監査役)
構成員:利根川一(常勤監査役)、梅田正行(社外監査役)、高橋秀行(社外監査役)

また、当社は、役員等の指名及び報酬等の決定に関する手続の客観性及び透明性を確保し、もって取締役会の監督機能を向上させるため、取締役会の任意の諮問機関として、委員の過半数を独立社外取締役とする指名・報酬諮問委員会(3名)を設置しております。その権限・機能につきましては、「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況 1. 機関構成・組織運営等に係る事項【任意の委員会】」をご参照ください。

当社の指名・報酬諮問委員会の構成員は以下のとおりであります。

委員長:草間高志(独立社外取締役)

構成員:石川豊(独立社外取締役)、田中晃(代表取締役)

さらに、当社は、当社グループのリスク管理体制及びコンプライアンス体制の整備を徹底するために、当社の社長執行役員を委員長とし、執行役員及び子会社社長を委員として構成するリスク管理・コンプライアンス委員会(14名)を設置し、当社グループのリスク管理及びコンプライアンスに関する方針、方向性、年次計画、是正措置等の検討、協議及び承認を行っております。加えて、当社グループの個人情報を含めた重要な情報資産を保護するために、当社は、当社の社長執行役員を委員長とし、執行役員及び子会社社長を委員として構成する情報セキュリティ委員会(14名)を設置し、当社グループの情報セキュリティに関する方針、方向性、年次計画、是正措置等の検討、協議及び承認を行っております。常勤監査役はリスク管理・コンプライアンス委員会及び情報セキュリティ委員会に出席し、報告を受けるとともに意見を述べ、監査のために必要な情報を取得しております。

当社グループのリスク管理・コンプライアンス委員会の構成員および情報セキュリティ委員会の構成員は以下のとおりであります。

委員長:田中晃(社長執行役員)

構成員:黒水則顯(副社長執行役員)、山崎一郎(専務執行役員)、熨斗賢司(常務執行役員・株式会社アクティバ代表取締役社長)、水口昌彦(常務執行役員)、田代秀樹(常務執行役員)、山本均、尾上純一、小西真人、大塚治夫、石津道弘、大高信之(株式会社WOWOWコミュニケーションズ代表取締役社長)、郡司誠致(株式会社WOWOWプラス代表取締役社長)、峯崎順朗(WOWOWエンタテインメント株式会社代表取締役社長)

当社は、以上のような企業統治の体制の下、全ての役員が株主・投資家等から信頼を得られるよう、継続的な企業価値の向上、経営の透明性の確保及び迅速な情報開示に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、株主総会において選任された取締役が、会社経営の重要事項に関する意思決定に関与するとともに、自ら監督機能を担うことが経営責任の明確化及び業務の適正化を図る観点から望ましく、また、経営に関与しない監査役が中立の立場から取締役の職務執行を監査することが経営の健全性を確保する観点から望ましいと考え、委員会設置会社ではなく、監査役会設置会社を採用しております。その上で、当社は、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離して役割を明確化する観点から、業務執行体制として委任型の執行役員制度及び理事制度を導入し、経営会議を設置する一方、取締役の職務執行の妥当性の監督を含む経営監視体制の強化を図る観点から、放送業界または経営戦略等に精通した社外取締役を、取締役13名中5名選任しております。また、監査の実効性の確保を図る観点から、社外監査役を2名選任するとともに、監査役が常に会計監査人及び監査部と相互に連携を保つようにしております。さらに、取締役等の指名や報酬等に関する評価・決定プロセスを透明化・客観化することで監督機能の強化を行ない、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の充実を図るため、委員の過半数を独立社外取締役とする任意の指名・報酬諮問委員会を設置しております。加えて、当社グループのリスク管理体制及びコンプライアンス体制の整備を徹底するという観点から、リスク管理・コンプライアンス委員会を設置し、当社グループの個人情報を含めた重要な情報資産を保護するという観点から、情報セキュリティ委員会を設置しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主総会の招集通知を開催日の3週間前を目途に発送しています。
集中日を回避した株主総会の設定	上場以来、集中日を回避して開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	当社は、株主の皆さまに議決権行使をより積極的に進めていただくため、議決権行使のIT化を2019年6月の株主総会より開始しました。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	当社は(株)ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを、2019年6月の株主総会から利用しています。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知(狭義の招集通知及び参考書類)の英訳版を作成し、当社ウェブサイトに掲載しています。
その他	当社ウェブサイト招集通知に掲載しております。また、株主総会後に続けて株主との懇談会を設け、忌憚のないご意見を頂いております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ウェブサイトに掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期決算及び年度決算発表時に開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算説明会資料、株主・投資家向け決算報告等各種資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	広報・IR部に4名を配置しております。	
その他	年2回、株主・投資家向け決算報告(小冊子)を作成し、一部の証券会社での店頭配布を通じて事業説明を行うとともに、株主優待関連情報等の当社ウェブサイトへの掲載等、個人投資家を意識したIR活動を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、お客様の声を原動力に、「エンターテインメントにできること」を常に追求・実践し、人々に「見るほどに、新しい出会い。」を提供し続けていくことで、人々の幸福と豊かな文化の創造に貢献します。全社員が環境を大切にする意識を持ち、日々の業務を通じて地球環境にやさしい放送局を目指しております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

[当社取締役会における決議の内容の概要]

当社は、企業価値向上のためにコーポレート・ガバナンスを強化するべく、当社および当社子会社(以下「当社グループ」といいます)の業務の適正を確保するための体制(以下「内部統制システム」といいます)の整備を進めてまいります。当社の内部統制システムは、以下の第1項から第12項のとおりですが、当社は内部統制システムをより確かなものにするために、規程・体制については必要に応じ随時、制定・改定・整備してまいります。

1. 「当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制」

(1)「情報セキュリティ基本規程」を制定し、同規程に基づき、当社グループの情報資産を保護するために、情報セキュリティに関するリスク分析、規程の検証と承認、情報セキュリティを強化するための推進策の実施、情報セキュリティに関する問題の検証と監視、情報セキュリティ対策の実施状況の監視、情報セキュリティに関する文書の配布、教育、啓発等を行う組織として、当社の社長執行役員を委員長とし、当社の執行役員及び子会社の社長を委員とする情報セキュリティ委員会を設置し、個人情報をはじめとする経営情報等の重要な情報資産の適正な管理に取り組みます。また、「情報セキュリティ基本方針」を制定し、組織の内外へ重要な情報資産の適正な管理の実践を宣言します。

(2)作成すべき文書及び電磁的媒体(あわせて以下「文書等」といいます)の保存(保存場所、保存方法、保存期間等)、管理(管理責任者の指定等)及び廃棄(廃棄方法等)については、法令等に従い、また、文書等の重要性に即して「文書管理規程」を制定し、同規程に基づき、当社の取締役の職務の執行に係る文書等を適切に保存及び管理します。その保存及び管理に当たっては、当社の取締役又は監査役から文書等の閲覧の請求があった場合に、遅滞なく閲覧できる体制を整備します。

2. 「当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制」

(1)「リスク管理・コンプライアンス規程」を制定し、同規程に基づき、当社グループのリスク管理に関する方針、方向性、年次計画、是正措置等を検討、協議及び承認する組織として、当社の社長執行役員を委員長とし、当社の執行役員及び子会社社長を委員とするリスク管理・コンプライアンス委員会を設置します。また、当社の局長及び子会社の社長又は子会社の社長から委任を受けた業務執行責任者がリスク管理推進責任者として、各部署のリスク管理の取組を行う体制を整備します。

(2)「大災害対策マニュアル」を制定し、同マニュアルに基づき、大規模災害時には当社の社長執行役員を本部長とする総合対策本部を設置し、放送機能等を維持できるよう対応します。

(3)「情報セキュリティ基本規程」を制定し、同規程に基づき、当社グループの情報セキュリティに関する方針、方向性、年次計画、是正措置等を検討、協議及び承認する組織として、当社の社長執行役員を委員長とし、当社の執行役員及び子会社社長を委員とする情報セキュリティ委員会を設置します。さらに、「情報セキュリティ基本方針」及び当社における「SMS情報セキュリティ方針」を制定し、組織の内外へ情報資産の適正な取扱いの実践を宣言します。

(4)「個人情報保護規程」を制定し、同規程に基づいて、重要な情報資産である個人情報を適正に取り扱います。また、当社は、情報セキュリティ委員会による個人情報の適正な管理の一環として、個人情報保護マネジメントシステムの構築・運用及び継続的改善を行うことで、個人情報保護に関する取組を推進します。さらに、「個人情報保護方針」を制定し、組織の内外へ個人情報の適正な取扱いの実践を宣言します。

3. 「当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」

(1)当社の取締役会は、原則として月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、当社グループの経営の基本方針及び業務執行に関する重要事項を決定し、当社の取締役の職務執行を監督するとともに、当社の取締役から月次の業績等職務執行の状況の報告を受けるものとします。また、当社は、委任型執行役員制度を導入し、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離して役割を明確化することで、取締役会の意思決定・監督機能を強化するとともに、より柔軟かつ迅速に業務を執行するものとします。

(2)当社の取締役会は、当社グループの取締役、執行役員、理事及び使用人が共有する当社グループ全体の目標として中期経営計画を策定するとともに、当社の単年度毎の事業計画を定めます。また、これらの目標の達成に向けて、当社グループの各部門が効率的に業務を遂行できる体制を整備します。

(3)当社グループは、ITの積極的な活用により、上記目標の達成に係る進捗状況を適時に把握し、当社の取締役会が定期的にその進捗状況をレビューすることで当該目標の達成の確度を高め、当社グループ全体の業務の効率化を図ります。

(4)「執行役員規程」を制定し、同規程に基づき、当社の取締役会は、当社の取締役、理事、使用人あるいは当社以外の外部の人材から、指名・報酬諮問委員会の審議及び助言・提言を十分に尊重して、決議によって執行役員を選任します。執行役員は、当社の取締役会が決定した基本方針に従ってその監督の下で当社の業務執行を担います。また、「経営会議規程」を制定し、同規程に基づき、適切な業務執行及び迅速かつ効率的な意思決定を確保する観点から、当社の社長執行役員を議長とし、当社の執行役員で構成する経営会議を設置します。当社の経営会議は、原則として週1回開催し、社長決裁事項のうち重要な事項について審議することにより、当社の社長執行役員の業務執行を補佐するとともに、経営の具体的な課題、取締役会に付議される重要事項等について検討し、また子会社を含めた各部門における業務執行状況について報告を受けます。

4. 「当社グループの取締役、執行役員、理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」

(1)当社グループは、企業理念・経営基本方針・行動指針からなる「経営理念」及び「WOWOW企業行動規範」を定め、これらを企業活動の前提とすることを当社グループの役職員に徹底します。

(2)コンプライアンス(法令及び定款の遵守を含む)に関しては、「リスク管理・コンプライアンス規程」を制定し、同規程に基づき、当社グループのコンプライアンスに関する方針、方向性、年次計画、是正措置等を検討、協議及び承認する組織として、当社の社長執行役員を委員長とし、当社の執行役員及び子会社社長を委員とするリスク管理・コンプライアンス委員会を設置します。また、当社の局長及び子会社の社長又は子会社の社長から委任を受けた業務執行責任者がコンプライアンス推進責任者として、各部署のコンプライアンスに関する取組を行う体制を整備します。さらに、当社は、コンプライアンスに関するマニュアル等を整備し、当社グループの役職員に周知するとともに、コンプライアンスに関する教育・研修等を実施し、コンプライアンスの徹底を図ります。

(3)当社グループの役職員の法令違反、不正行為等を未然に防止し、また、早期に発見して是正するために、「内部通報規程」を制定します。同規程に基づき、当社グループの役職員が当社又は外部の弁護士に対して直接通報を行うことができるコンプライアンス相談窓口を設置し、当社グループ全体を対象とした内部通報制度を整備します。内部通報制度においては、コンプライアンス相談窓口に通報した当社グループの役職員に対して、通報をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を「内部通報規程」において規定するとともに、当社グループの役職員に周知徹底します。

(4)財務報告の信頼性を確保するために、金融商品取引法その他関係法令に従い、財務報告に係る内部統制の整備及び評価に取り組みます。当社及び評価の対象となる子会社の社内体制の整備並びに業務の文書化・評価・改善に当たっては、関係各部門が、効率的かつ効果的に取り組むものとします。また、取組みの進捗状況は当社の経営会議等において報告するとともに、重要事項は当社の取締役会の決議事項又は報告事項とし、財務報告に係る内部統制を適切に整備します。

(5)「内部監査規程」を制定し、同規程に基づき、当社の社長執行役員直轄の独立した組織である監査部が、当社の社長執行役員の指揮命令により当社及び子会社の内部監査を実施します。当社の監査部は、当該監査結果を当社の社長執行役員に報告するとともに、改善が必要と認めた事項については被監査部門の部門長にその対策を立てるように勧告します。被監査部門の部門長は、その対策に係る計画を立て実施するとともに、当社の社長執行役員及び当社の監査部にその進捗を報告します。

(6)「WOWOW企業行動規範」を制定し、同企業行動規範に基づき、「反社会的勢力排除ポリシー」を制定し、社内外に当社グループの反社会的勢力排除の確固たる姿勢を明確にします。また、同ポリシーに基づき、「反社会的勢力対応規程」及び「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し、当社グループの役職員は、違法行為又は反社会的行為に関与しないように、反社会的勢力に対して、外部の専門家及び専門機関と緊密な連携の下、会社として組織的に毅然として対応し、一切関係を持たないようにします。

5.「その他当社グループにおける業務の適正を確保するための体制」

イ.子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制

(1)「関係会社管理規程」を制定し、同規程に基づき、当社の各子会社を主管する担当部署の統括の下に、子会社の業務の適正を確保するための体制を整備します。「関係会社管理規程」においては、当社及び子会社間の経営理念・経営方針の共有、子会社の自主性の尊重、子会社の育成強化、当社による承認又は当社への報告を要すべき重要事項、当社の監査部による子会社の監査等を定めます。また、当社の取締役又は使用人を各会社の取締役又は監査役として選任し、子会社における業務及び財産の状況を把握し、必要に応じて改善等を指導します。

(2)「理事規程」を制定し、同規程に基づき、当社の取締役、執行役員又は使用人から当社の代表取締役が候補者を指名し、当社の取締役会が、指名・報酬諮問委員会に報告の上、決議によって理事を選任します。理事は、当社の取締役会、社長執行役員、監査役又は会計監査人の求めに応じて、その管掌する子会社・関連会社における業務執行状況を報告・説明します。

ロ.子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1)「リスク管理・コンプライアンス規程」及び「情報セキュリティ基本規程」を子会社にも適用し、子会社のリスク管理体制及び情報セキュリティ管理体制の整備を徹底します。リスク管理・コンプライアンス委員会及び情報セキュリティ委員会には子会社の社長が委員に加わり、子会社のリスク分析・評価等に関する報告を行います。また、子会社の災害対策マニュアルを必要に応じて整備します。

(2)子会社毎に、その事業に合わせて「個人情報保護規程」を制定するとともに、必要性を判断の上、情報セキュリティ委員会による個人情報の適正な管理の一環として、当社に準じた個人情報保護マネジメントシステムの構築・運用及び継続的改善や、プライバシーマークの取得・維持等を行い、個人情報保護に関する取組みを推進します。また、子会社の個人情報保護方針を必要に応じて整備します。

ハ.子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)当社の社長執行役員を含む関係する当社の取締役、執行役員及び担当部署は、子会社の経営責任者との間で定期的に、事業計画の進捗管理、経営課題等について協議し、相互に経営課題等の共有を図ります。

(2)「理事規程」を制定し、同規程に基づき、当社の取締役、執行役員又は使用人から、当社の代表取締役が候補者を指名し、当社の取締役会が、指名・報酬諮問委員会に報告の上、決議によって理事を選任します。理事は、当社の重要な子会社・関連会社の役員を兼任した上、当社の取締役会が決定した基本方針に従ってその監督の下で、当社の重要な子会社・関連会社において、経営監督及び業務執行を担います。

ニ.子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス(法令及び定款の遵守を含む)に関しては、「リスク管理・コンプライアンス規程」を子会社にも適用し、同規程に基づき、各子会社の社長又は子会社の社長から委任を受けた業務執行責任者がコンプライアンス推進責任者として、それぞれの子会社の各部署のコンプライアンスに関する取組みを行う体制を整備します。リスク管理・コンプライアンス委員会には子会社の社長が委員に加わり、子会社のコンプライアンスに関する報告を行います。当社は、当社グループの役職員が当社又は外部の弁護士に対して直接通報を行うことができるコンプライアンス相談窓口を整備し、周知徹底を図ります。

6.「当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項」 当社の監査役の職務を補助する使用人を任命します。

7.「当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項」

当社の監査役の職務を補助する使用人の当社の取締役からの独立性を確保するために、その使用人の人事異動・人事評価については、事前に当社の監査役と協議し、その意見を尊重するものとします。

8.「当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項」

当社は、当社の監査役の職務を補助する使用人をして当社の監査役の指揮命令に従わせるものとし、その使用人に対する指揮命令権は当社の監査役に帰属するものとします。

9.「当社グループの取締役、執行役員、理事及び使用人が当社の監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制」

イ.当社グループの取締役、執行役員、理事及び使用人が当社の監査役に報告するための体制

当社の常勤監査役は、経営会議、リスク管理・コンプライアンス委員会、情報セキュリティ委員会等の当社の業務執行に係る重要な会議に出席し、報告を受けるとともに意見を述べ、監査のために必要な情報を取得します。また、当社グループの取締役、執行役員、理事及び使用人は、決算に係わる事項、予算・中期経営計画に係わる事項、内部統制システムに係わる重要な事項等について適時に当社の監査役に報告するものとします。

ロ.当社グループの取締役、執行役員、理事、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
当社グループの役職員は、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに報告を行います。また、当社グループの役職員を適用範囲とする「内部通報規程」を制定し、同規程に基づき整備される当社グループの内部通報制度の担当部署は、当社グループに著しい損害を与える情報を確認した際には、当社の監査役に当該状況を報告します。さらに、当該担当部署は、同規程に基づき、当社グループの内部通報の状況について、定期的に当社監査役に対して報告をします。

10.「当社の監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制」

当社は、「リスク管理・コンプライアンス規程」及び「内部通報規程」に基づき、当社の監査役への報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底します。

11.「当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項」

当社は、当社の監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処

理します。また、その費用等を支弁するための一定額の予算を毎年設けます。

12. 「その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制」

- (1) 当社の代表取締役及び当社の監査役が定期的に協議する場を設けます。
- (2) 当社の代表取締役及び当社の常勤監査役は、相互の意思疎通のために前号の協議とは別に原則として月1回協議をし、その結果は当社の監査役会に報告されます。また、常勤監査役は、監査法人と定期的かつ随時に協議を行うこととします。
- (3) 当社の監査部は監査計画を当社の監査役会に提示し、監査結果を適時に当社の監査役会に報告します。
- (4) 当社の監査役会は必要に応じて外部の専門家から監査に関して助言を受けることができるものとします。また、当社は、当社グループの監査役が、監査役として期待される役割・責務を適切に果たすべく、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽の機会に係る費用の支援を行います。
- (5) 当社の監査役が当社の業務の執行状況及び財務情報に係る重要書類を適時に閲覧できるようにします。

[運用状況の概要]

当事業年度の、業務の適正を確保するための体制の運用状況の主な概要は以下のとおりです。

1. 当社の内部統制システムは上記決議の内容に基づき適切に構築、運用されています。
2. 当社の社長が委員長を務めるリスク管理・コンプライアンス委員会を、半期毎に開催しています。リスクの課題について、当社グループのリスク分析・評価を実施し、未然防止に努めています。コンプライアンスの課題は、マニュアル等の整備、当社グループ役職員への周知・社内研修の実施・報告体制の整備を通じ、管理・対応しています。さらに、当社の社長が委員長を務める情報セキュリティ委員会を年1回開催し、全社的な情報セキュリティに関する方針、方向性、年次計画、是正措置等の検討、協議及び承認を行っています。加えて、当社及び子会社毎に、その事業に合わせて「個人情報保護規程」を制定するとともに、必要性を判断の上、情報セキュリティ委員会による個人情報の適正な管理の一環として、当社に準じた個人情報保護マネジメントシステムの構築・運用及び継続的改善や、プライバシーマークの取得・維持等を行い、個人情報保護に関する取組みを推進しています。
3. 当社は取締役会を毎月開催し、当社のグループ経営の具体的な重要事項を決裁する経営会議(旧常勤役員会を含む)を30回開催しました。当社は中期経営計画を策定しており、当社の単年度ごとの事業計画を定めて、目標達成に向け当社グループの各部門が効率的に業務を遂行しています。当社の取締役会で毎月、営業実績、財務状況その他の重要事項が報告されています。また、グループ会社報告会を毎月開催しており、グループの課題等を共有化しています。
4. 当社の監査役の職務を補助する使用人を1名任命しています。
5. 当社の常勤監査役は、当社の常勤役員会等の重要な会議に出席しており、監査のために必要な情報を取得しています。
6. 当社グループの内部通報の状況について、毎月、当社グループの内部通報制度の担当部署から当社監査役に対して報告するとともに、通報者が不利な取扱いを受けない体制を確保しています。
7. 当社の代表取締役及び当社の監査役は、半期毎に情報を共有するとともに協議を実施しています。当社の代表取締役及び当社の常勤監査役は、相互の意思疎通のための協議を原則毎月実施し、その結果は当社の監査役会に報告されています。また、常勤監査役は、監査法人と8回協議を行いました。当社の監査部は監査計画を当社の監査役会に提示し、監査結果を適時に当社の監査役会に報告しています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

<反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方>

当社は、「WOWOW企業行動規範」に基づき「反社会的勢力排除ポリシー」を制定し、次の方針により、いかなる場合も反社会的勢力を排除します。

- (1) 反社会的勢力に対して組織全体として対応する。(2) 反社会的勢力に対して外部の専門家や専門機関と緊密な連携を取り、必要に応じて毅然として法的対応を行う。(3) 反社会的勢力から役職員および関係者の安全を守る。(4) 反社会的勢力とは取引関係を含めた一切の関係を拒否し、不当要求を拒絶する。(5) 反社会的勢力事案を隠ぺいするための裏取引を排除する。(6) 反社会的勢力からの要求の受け入れは法令違反であることを自覚し、反社会的勢力への資金提供は絶対に行わない。(7) 反社会的勢力を利用しない。(8) 反社会的勢力の活動を助長・援助するような行為は行わない。

<反社会的勢力排除に向けた整備状況>

当社は、反社会的勢力を排除するため、「WOWOW企業行動規範」に基づき「反社会的勢力排除ポリシー」、「反社会的勢力対応規程」及び「反社会的勢力対応マニュアル」を制定しています。反社会的勢力への対応は、総務部が対応窓口となり対応責任者は総務部長としています。役職員は、反社会的勢力事案が生ずる恐れのあるとき、または生じたことを認めたときは直ちに所属長または上位役職者に報告し、合わせて総務部長に報告することとしています。

反社会的勢力事案への対応は、リスク管理・コンプライアンス委員会を取り扱うリスクとし、総務部長は、反社会的勢力事案について報告を受けた場合、直ちにリスク管理・コンプライアンス担当執行役員および社長執行役員に報告するとともに、必要に応じリスク管理・コンプライアンス委員会の招集を同事務局に提案します。リスク管理・コンプライアンス委員会は、当該事案への対応方法の検討・決定を行うこととしています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

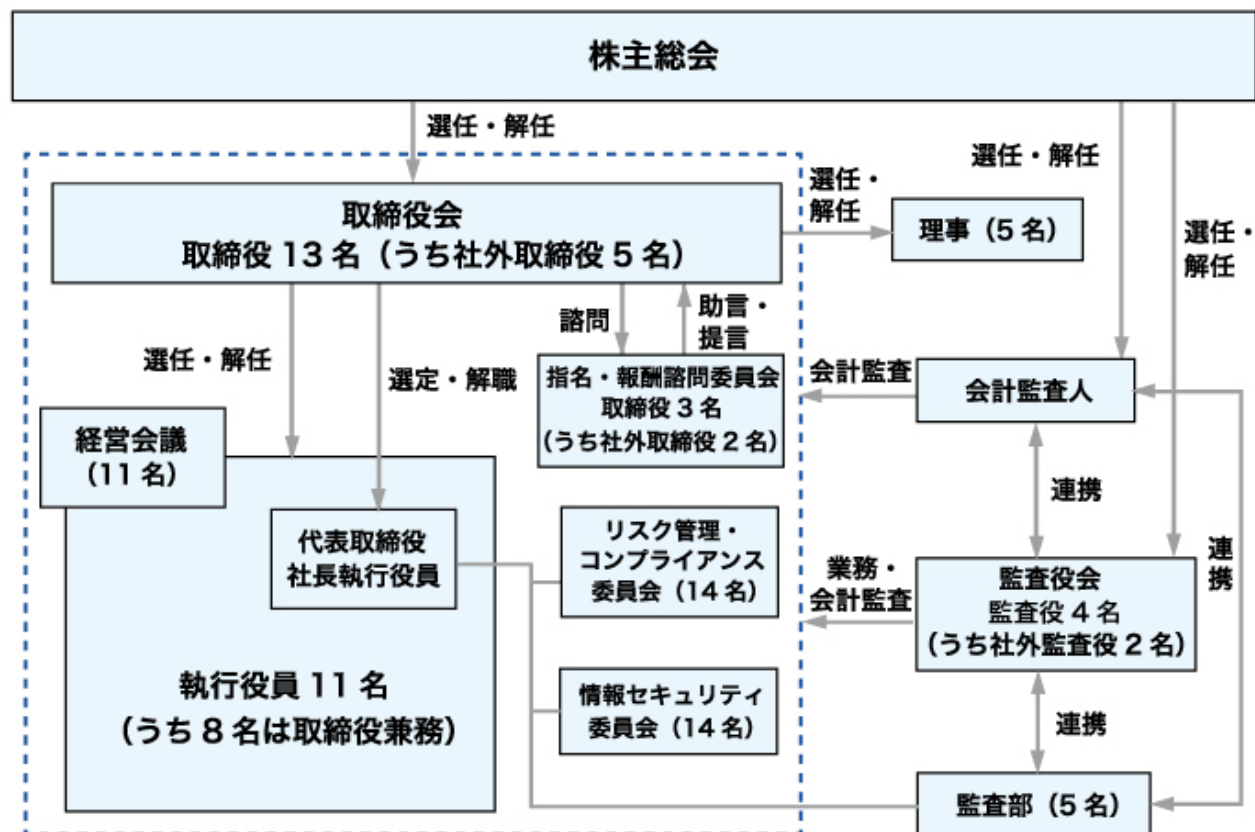
なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

<適時開示体制の概要>

当社は、取締役又は取締役に準ずる役職の者から情報管理責任者を選定する旨を定め、重要情報を情報管理責任者に集約する体制を採っております。情報管理責任者は、金融商品取引所への対応、内部情報の適時開示の管理責任者として取締役会から任命されます。情報の管理に関しては、伝達、保管、管理、必要な場合第三者との秘密保持につき、社内規程に定めており、情報管理の徹底を図っております。重要事項の情報開示に関しては、重要事項の決議機関による決定後、重要事実の発生については代表取締役 社長執行役員がその開示を決定した後、決算に関する情報については取締役会による開示の決定後、情報管理責任者の指示により遅滞なく、情報管理の主管部署である広報・IR部が適時開示を行っております。詳細につきましては、添付の「適時開示体制の概要」をご参照下さい。



適時開示体制の概要

